

鴨川市立国保病院事業処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第21号

鴨川市立国保病院事業処務規程の一部を改正する訓令

鴨川市立国保病院事業処務規程（平成17年鴨川市訓令第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「医局、薬局」を「医療技術局」に改め、同条第2項中「庶務係」の次に「及び医療・介護連携支援係」を加え、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 医療技術局にリハビリテーション科、薬剤科、栄養科、検査科、放射線科、歯科衛生科及び歯科技工科を置く。
- 3 看護局に外来科、病棟調整科、病棟1科、病棟2科、病棟3科及び訪問科を置く。
- 4 地域包括ケアセンターに地域包括ケア係を置く。

第3条を次のように改める。

（局等の事務分掌）

第3条 医療技術局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 各科診療に関する事。
- (2) 訪問診療に関する事。
- (3) 保健衛生に関する事。
- (4) 医学研究に関する事。
- (5) その他医療に関する事。

2 科及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

科及び係		事務分掌
医療技術局	リハビリテーション科	1 リハビリテーションに関する事。 2 国保訪問リハビリテーションに関する事。
	薬剤科	1 調剤及び製剤に関する事。 2 分析試験及び検査に関する事。 3 麻薬その他薬剤の管理に関する事。 4 調剤及び製剤器具の保管に関する事。 5 薬事に関する文書、統計及び報告に関する事。 6 薬事の研究に関する事。 7 その他薬事に関する事。
	栄養科	1 栄養業務に関する事。 2 栄養ケアに関する事。
	検査科	1 化学、細菌、病理その他医学的検査及び臨床検査に関する事。
	放射線科	1 放射線に関する事。
	歯科衛生科	1 口腔衛生に関する事。
	歯科技工科	1 歯科技工に関する事。
看護局	外来科	1 外来における次の事項 (1) 患者の看護に関する事。 (2) 診療介助に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 消毒、衛生及び患者管理に関すること。 (4) 看護に関する教育及び研修に関すること。 (5) 看護記録、温度表その他看護に関する各種記録の整理保管に関すること。 (6) 医療用機械器具及び器材の整備に関すること。 (7) その他看護に関すること。
	病棟調整科	1 病棟の総合調整に関すること。
	病棟 1 科 病棟 2 科 病棟 3 科	1 病棟における次の事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 患者の看護に関すること。 (2) 診療介助に関すること。 (3) 消毒、衛生及び患者管理に関すること。 (4) 看護に関する教育及び研修に関すること。 (5) 看護記録、温度表その他看護に関する各種記録の整理保管に関すること。 (6) 医療用機械器具及び器材の整備に関すること。 (7) その他看護に関すること。
	訪問科	1 国保訪問看護ステーションに関すること。
地域包括ケアセンター	地域包括ケア係	<ul style="list-style-type: none"> 1 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援事業に関すること。 2 法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護及び法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業に関すること。 3 在宅医療・介護連携推進事業に関すること。 4 福祉総合相談センター・長狭に関すること。
事務局	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 各局の総合調整に関すること。 2 文書及び電信電話並びに物品の收受、発送、編集及び保存に関すること。 3 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）に基づく病院事業会計の予算の編成、執行調査及び決算並びに剰余金、欠損金に関すること。 4 国保病院運営協議会に関すること。 5 職員の人員及び給与に関すること。 6 専用公印の管守に関すること。 7 日誌及び出勤簿の整理に関すること。 8 有形固定資産の取得、造営、維持管理及び処分に関すること。 9 職員の労務と健康の管理に関すること。 10 現金の出納その他会計事務に関すること。 11 診療報酬請求明細書の作成提出に関すること。 12 貯蔵品及び消耗器材、消耗品その他物品の出納、保管並びに不用品の処分に関すること。 13 診療録、診断書その他医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する各種記録の整理及び保管に関すること。

		14 医事報告及び医事統計その他諸報告に関すること。 15 患者の受付及び入退院に関すること。 16 契約の締結及び改廃に関すること。 17 防災に関すること。 18 職員の研修に関すること。 19 他の局に属さないこと。
	医療・介護 連携支援係	1 患者の入退院の支援に関すること。

第4条第1項中「、医療参事、院長代理」及び「、医長、看護師長」を削り、同条第5項中「病院」を「科及び係」に改め、「ことができる」を削り、同項を同条第11項とし、同条第4項中「置く」を「置き、副院長の職にある職員のうちから市長が命ずる職員がこの任に当たる」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の3項を加える。

- 8 事務局に次長を置く。
- 9 科に科長を、係に係長を置く。
- 10 看護局外来科、病棟調整科、病棟1科、病棟2科、病棟3科及び訪問科に副科長を置くことができる。

第4条第3項中「看護師長は」を「看護局に局長を置き、」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「、医療参事、院長代理、副院長及び医長」を「及び医療参事」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 4 医療技術局に局長を置き、副院長の職にある職員のうちから市長が命ずる職員がこの任に当たる。
- 5 医療技術局に医師及び歯科医師を置く。

第4条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 病院に医療参事を置くことができる。

第5条第1項中「掌理」を「処理」に改め、同条第2項中「上司」を「病院長」に、「掌理」を「処理」に改め、同条第3項中「院長代理及び」を削り、「掌理」を「処理」に改め、同条第4項中「看護師長」を「局長」に、「掌理」を「処理」に改め、同条第5項中「掌理」を「処理」に改め、同条に次の3項を加える。

- 6 次長は、上司の命を受けて所属職員を指揮し、所管業務を処理する。
- 7 科長及び係長は、上司の命を受けて、それぞれ所属職員を指揮し、所管業務を処理する。
- 8 副科長は、科長を補佐し、所管業務を処理する。

第15条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により準用する鴨川市文書管理規程第15条第1項の規定により付する記号は、「鴨病」とする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。